

下呂市監査告示 第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成27年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

平成28年 7月 4日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 中島博隆

平成 27 年度 定期監査結果 指摘事項に伴う措置状況

1 下水道使用料にかかる延滞金と他の債権にかかる延滞金について	担当課：上下水道部 水道料金課・総務部 総務課
指 摘 事 項 及 び 意 見	措 置 状 況
<p>下水道使用料について、下呂市下水道条例第34条第2項に「指定された納期限（以下「指定納期限」という。）までに、その納付すべき金額を納付しない時は、納付すべき金額にその指定納期限の翌日から納入日までの期間の日数に応じて、料年に年14.6%（略）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。」と規定されています。しかしながら、延滞金の徴収は行われておらず、合規性を欠いていることから、条例に基づいた運用をしてください。（指摘事項）</p> <p>また、同じ公債権である下水道事業受益者負担金にかかる延滞金については、条例の規定がなく、私債権である水道料金については、民法で規定する遅延損害金も徴収されていません。延滞金や遅延損害金は、公平、公正性の確保と、期限内納付の促進という観点で重要な制度と言えることから、市税等条例に規定があるものを除くすべての債権について、延滞金徴収の妥当性を全庁的に見直すことが必要と思料します。その上で、債権管理条例の制定を含めた条例等の整備や、電算処理システムの導入について検討してください。（意見）</p>	<p>（措置済、改善中、未措置）</p> <p>下水道延滞金につきましては、ご指摘のとおり、条例及び地方自治法に定められた内容での運用をすべく、徴収体制の整備を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>その折には、下呂市全体での債権管理条例との整合性を保ちながらの運用が必要と思われますので、債権管理条例の制定に合わせて準備を進めてまいります。また、延滞金の徴収にあたっては、下水道料金は水道料金と合わせての納付が一般的であり、延滞金と遅延損害金の取り扱いが異なることから実際の運用方法につきましては、システム開発等、今後さらに検討が必要です。</p> <p>水道料金の遅延損害金につきましては、その徴収根拠として各自治体の条例制定が必要ですが、下呂市においては条例がありません。徴収の可否及びその利率等についても、今後さらに検討を重ね、債権管理条例との整合性を図りたいと考えております。（上下水道部 水道料金課）</p> <p>市の債権管理については平成26年度の定期監査において効果的な債権管理の必要性の指摘を受けており、回答の中で全庁的な債権管理のあり方と例規の整備（債権管理条例の制定）を視野に入れながら総務課が調整役となり協議を進めるとしてあります。</p> <p>このことから、全庁横断的に一元化した回収部門の設置のための組織改編を平成29年度に計画しており、併せて公正かつ公平な市民負担の確保と債権管理の更なる適正化を図ることを目的とした債権管理条例等の整備や市の債権管理の基本方針を定めるためのロードマップを作成しており、これらの準備のための調査と検討を進めて行きます。</p> <p>ご指摘の延滞金等については、市債権のうち個別の法令に根拠規定があるものを除いて、延滞金や遅延損害金の対象とするのかを個別検討の上で例規整備を行います。また、電算処理システムについては市の債権管理の方向性が定まり次第検討したいと考えております。</p> <p>なお、債権管理は債権により法令対応も異なり複雑であることから、管理体制の構築とともに研修による担当職員個々の法務能力向上に努めて行きます。（総務部 総務課）</p>

2 金山市民会館施設管理業務委託について	担当課：金山振興事務所 金山地域振興課
指 摘 事 項 及 び 意 見	措 置 状 況
<p>金山市民会館の開館日（毎月第2月曜日及び年末年始は閉館、開館時間は午前8時30分から午後10時15分）における利用者対応を中心とした管理業務は委託され、委託業務の中に、市民会館の使用許可・減免許可申請書の受理と使用許可・減免許可書の交付がありますが、許可書の交付業務には事実上、許可・減免行為が含まれています。</p> <p>この委託は施設管理の一部の業務委託であることから、使用許可等の権限は委託できないことになり適正を欠きます。なお、市民サービスを向上させ、同会館の管理運営を効果的かつ効率的に行うために、その業務を第三者が包括的に行うこととする場合は、指定管理者制度を導入することが適切です。（指摘事項）</p> <p>また、仕様書における業務の内容、契約履行の方法の中に、事故、災害等の緊急事態発生時の対応について記載されていますが、内容が不十分と思われます。緊急時の具体的な対応マニュアル等を作成し、契約更新時に、対応策を仕様書に明記するよう検討してください。（意見）</p>	<p>（措置済、改善中、未措置）</p> <p>ご指摘の市民会館管理業務に関し使用許可等の交付が含まれていたことに関し、委託業務の適正化を図ります。</p> <p>具体的には、金山市民会館事務所には委託業者の他に公民館主事（下呂市の嘱託員（地方公務員法3条3項3号に規定されている特別職）が2名勤務しており、今後、下呂市の嘱託員である公民館主事が許可業務を行うことで対応を行います。</p> <p>なお、公民館主事が不在の時間の受付については、これまで通り委託業者が仮予約として申請書の受付のみを行い、翌日以降、公民館主事が窓口へ見えた予約者へ許可書を渡します。</p> <p>今後、市民サービスを向上と管理運営の効率化を図るため指定管理制度の導入も視野に入れ検討していきます。</p> <p>緊急時の具体的な対応マニュアル等も消防等の助言を受けながら平成28年度の契約更新時より作成を行い、金山市民会館と金山振興事務所に設置しました。</p>

3 委託業務にかかる設計書及び仕様書について

担当課：小坂振興事務所 小坂地域振興課

指 摘 事 項

措 置 状 況

宿泊型健康づくりプログラムツアー委託業務の設計書及び仕様書に記載された業務内容は、一部に数量、規格等が記載されておらず不備なものとなっていました。地方自治法施行令第167条の15第2項に「地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（略）に基づいて行わなければならない。」と定められています。契約の適正な履行を確保するために、適正な設計書及び仕様書の作成に努めてください。

(措置済、**改善中**、未措置)

平成28年度以降の委託契約において、適正な設計書及び必要事項等詳細を記載した特記仕様書を作成します。

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>小坂地域10か所の観光施設等にかかる清掃、除草業務は年間契約で委託され、設計書及び見積書提出依頼書には、詳細な業務の内容が記載されていますが、業務委託契約書に添付の仕様書には、概要のみが記載されており不備なものとなっていました。</p> <p>また、受託者から提出された月毎の業務報告書を見ると、業務量は一部の業務で設計書及び見積書提出依頼書の業務量に満たない状態となっており、本委託の対象となっていない3施設の清掃業務も報告されています。このことは、設計書及び見積書提出依頼書に、「作業内容、時間は標準的なものであり、必要に応じた作業を実施すること」と記載されているものの、委託料の70%を占める人件費の積算は、詳細な作業時間、移動時間、作業日数が根拠となっていることや、委託の対象となっていない3施設は、市の指定管理者制度導入施設となっていることから不適切と思われます。本委託契約は、前年度と同一の業務内容、契約金額となっていますが、今後は、適切な清掃回数等を毎年度見直すとともに、業務委託契約書に適正な仕様書を添付して、契約の適正な履行を確保してください。</p> <p>なお、最終的に業務量に不足が生じた場合、契約書添付の仕様書に業務内容の詳細が記載されていませんが、見積書提出依頼書には詳細が記載されていることから、実績に見合った変更契約ができないか検討してください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>ご指摘いただきましたとおり、契約書に添付しております仕様書は詳細がわからない不備なものとなっております。業務報告を確認するには、設計書及び見積書提出依頼書で行っておりますが、業務量が満たないものにつきましては作業を効率よく行い、時間が短縮されたものであります。しかし、業務報告の実績が確認しづらい報告書となっていることもあり、契約対象となっていない3施設の業務報告もされておりました。誤って報告を受けていた3施設については既に指導済みですが、報告書については、実績確認及び業務の詳細が確認しやすいものにつくりかえ、提出の仕方等も見直しを行います。そして、契約書の仕様書につきましては、今後毎年度業務内容の見直しを図り、適正な仕様書を添付し契約の適正な履行を行います。</p>

5 市営住宅敷金について		担当課：建設部 建築課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>歳入歳出外現金である市営住宅敷金について、財務会計の合計金額と管理台帳の合計金額が不一致となっていることから、早急に原因分析を進めてください。また、今後は、定期的に財務会計と管理台帳の照合を行うようにしてください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>原因分析について、年度を遡るなどの個人データとの突合作業を早期改善に向け、現在も進めております。</p>	

6 市営牧場管理業務委託について		担当課：農林部 農務課
監 査 意 見	措 置 状 況	
<p>3つの市営牧場の管理業務は、放牧の期間（通常5月から10月）に合わせ業務委託され、受託団体の業務体制は、4人の組合員による1牧場一人体制となっています。こうした中で、3牧場とも山間の遠隔地にあること、また、牧場には固定電話がなく携帯電話も不通地域となっており、事故等の緊急事態発生時における速やかな連絡の手段がない状態となっています。こうしたことから、市の管理権限、責任において緊急時の連絡手段の確保を業務履行上の条件とした上で、衛星電話リース料等を委託料の積算項目に追加することについて検討してください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>緊急時の迅速な連絡体制を構築する事が事故等の危険を最小限に留めることから、平成28年度予算に衛星電話リース料相当分を管理業務委託に含めて計上いたしました。</p>	

7 土地借上料について

担当課：総務部 管理課

監 査 意 見

公共施設用地として使用する民有地借上料の算定基準は、定めたものがなく、現在は、普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準（平成19年2月13日決裁、同年4月1日適用）に準じて算定した額で土地所有者と交渉が行われ、年間借上料の算定額は、固定資産税評価額に100分の3を乗じて得た額となっています。しかしながら、同基準に準拠する以前に契約した借上料については、見直しがされておらず従前のままで、同基準を上回るものが多いと類推します。

土地の借り上げは、特に地価高騰期に事業用地の取得が困難な場合などの理由で行われた手法ですが、現在は地価の下落等社会環境が変化していることや、経常経費として一般会計、特別会計、企業会計合わせて、年間借上料が8,178万円余り（平成26年4月1日現在）と多額になっていることから、借上料の見直しが必要と思料します。

借上料についても新たに算定基準を設け、契約自由の原則はありますが、公平性の観点からも土地所有者に理解を求め、定めた基準額に近づける努力をしてください。また、土地の借り上げは、事業期間が短期間のものに限定し、恒久的な施設用地については取得に向けて検討してください。

措 置 状 況

（措置済、**改善中**、未措置）

土地の借上げについては、ほとんどが下呂市合併以前の契約のものであります。また契約については各部署の多岐にわたっていますので、土地の借上状況について、現状把握を行うこととします。

管理課では、借受土地がある各課において、借受土地を借り受けることとなった経緯、借地料の算定方法、当該土地の必要性の度合い、市有地を含め代替土地の可能性や有無等について把握をしてもらい、現状把握の結果を基に用地連絡会議で、借上料の見直しや地権者への折衝の方法を含めた協議検討を行っていきます。

8 事業所人材育成支援事業補助金について		担当課：観光商工部 商工課・経営管理部 企画財政課
監 査 意 見	措 置 状 況	
<p>事業所人材育成支援事業補助金制度は、産業振興を図ることを目的に、事業所において必要な研修、資格検定等にかかる費用の一部を補助するもので、平成27年度は11月4日現在で47件、40万6千円が交付申請されています。補助率は要綱で2分の1以内となっており、補助金申請の最大額は補助率2分の1で1件10万円（限度額）、最少額は補助率4分の1で、1件1千円となっています。申請には、納税証明書（300円）の添付が条件となっていることから、最少額の実質補助額は1件700円ということになります。</p> <p>補助金は、地方自治法第232条の2で、「普通地方公共団体は、公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていますが、少額な補助金については、市の政策目的の観点から費用対効果や効率性の面で疑問が残るところです。こうしたことから、少額な補助金については、要綱の見直し、補助金の統合化、手続きの簡素化等について検討してください。</p>	<p>（措置済、改善中、未措置）</p> <p>現在、資格を取得しなかった試験受験料、研修受講費については、補助率を4分の1としていますが、平成28年度から全て補助率を2分の1とします。</p> <p>なお、納税証明書については、年度中、初回の申請時のみ添付をお願いします。（観光商工部 商工課）</p> <p>上記担当課の改善内容で進めていくものとしますが、今後の課題として検討していくこととします。（経営管理部 企画財政課）</p>	

9 福祉バス乗車券交付事業について

担当課：福祉部 高齢福祉課

監 査 意 見

高齢者や障がい者等の交通手段の確保と、外出の機会を増やす目的で実施されている福祉バス乗車券交付事業（福祉パスポート運営事業）は、民間バス会社に年間1,800万円で委託されています。委託料の積算は、パスポートという性質上全数調査は不可能なことから、平成25年に実施された民間バス会社による標本調査、同じく同年に実施された市による利用者へのアンケート調査で把握した利用人数や、利用回数等を根拠として推計で行われています。期間中何度でも利用できるパスポート制という方法は、本事業の政策目的から妥当であると思料しますが、総価契約により委託するのであれば、定期的に利用状況の実態調査を行い、最少運行人数を考慮するなどの方法で、委託料や、利用者が負担する利用料の金額の妥当性を検証することが必要と考えます。

措 置 状 況

(措置済、**改善中**、未措置)

福祉バス乗車券交付事業（福祉パスポート運営事業）の平成28年度福祉バス乗車券購入者（4月中）に対し、利用頻度や主な利用区間などのアンケート調査を実施し、また委託先によるバスの乗車状況も確認しながら、委託料及び利用者が負担する利用料の金額について、今後求められる事業の必要性（買い物支援、交通手段の確保等）なども考慮しながらその妥当性を検証します。